

## 平成 28 年度税制改正大綱における 『移転価格文書化規定』の改正と今後の対応

~ 義務化される移転価格文書化規定の内容と課題 ~

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2016年 3月 14日(月) 14:00~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム (東京:麹町)

《 開催にあたって 》

平成 22 年度の税制改正より移転価格の文書化規定は設けられており、現在でも税務調査の際には移転価格文書化資料の提出は求められています。しかし、これまで明確な作成期日や提出までの猶予期間等は規定されていませんでした。平成 28 年度の税制改正により、海外子会社との取引規模に応じて文書化資料の作成義務を課し、また近年の世界各国での国際税務に関する議論(BEPS プロジェクト)を経て国別報告書(CBC レポート)、マスターファイルという新たな文書の作成及び提出も求められることとなります。本セミナーでは、「移転価格の税務調報方成マニュアル」、「海外寄付金と移転価格税制の実務」の著者である講師が、初心者でも分かりやすいように移転価格税制の制度概要を説明したうえで、平成 28 年度税制改正の内容及び今後求められる移転価格文書について説明します。

講 師 GMT移転価格税理士事務所 代表パートナー 税理士 田島宏一 氏

2004 年新日本アーンストアンドヤング税理士法人 移転価格部門入社。2008 年税理士法人トーマツ 移転価格部門入 社。移転価格部門の管理職として多数のプロジェクトを統括、執筆、セミナー講師、部門管理にも従事。2012 年 移 転価格コンサルティングの専門事務所として GMT 移転価格税理士事務所設立。移転価格の調査対応マニュアル (中央 経済社)、海外寄附金と移転価格税制の実務(税務研究会)等の著者であり、月刊国際税務等の専門誌での執筆を通じ 27辞紙係は2門する後等手動はたって)系

6 て移転価格に関する啓蒙活動も行っている。 介 特に移転価格ボリシーの構築、移転価格文書化に強みをもち、また、様々な業種における税務調査への対応で、まるく移転価格課税を助いた実績を持つ。



## 《申込書送付先》 FAX ▶ 03-5215-0951

※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検 索
※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

19

■受講料: 1名(

税込・資料代含

· f

正会員 34,560円(本体価格32,000円) — 般 37,800円(本体価格35,000円)

		151894-0606	『移転価格文書化規定』の改正と今後の対応				
ふりがな 会社名							
住 所	₹						
TEL				FAX			
ふりがな ご氏名					所役	属職	
E-mail							

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■参加要領:申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問 (FAQ) は当会 IP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
  ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2 F

## ・プログラム・

- 1. 移転価格税制の制度概要と近年の課税の動向
- (1) 移転価格税制の基本的な仕組みと課税対象
- (2) 中堅企業及び小額取引への課税対象のシフト
- (3) 国税通則法の改正による移転価格調査への影響
- 2. 平成28年度税制改正大綱移転価格文書化規定の改正
- (1) 文書化規定改正の背景となるBEPSプロジェクトの概要
- (2) 平成 28 年度税制改正大綱の内容(移転価格税制部分)
- (3) マスターファイル、国別報告書とは
- (4) 税務調査の際に提出が求められる移転価格文書化資料(ローカルファイル)
- (5)作成義務者と提出しない場合のペナルティー
- 3. 移転価格税務調査の内容と課税を受けた場合の影響額
- (1) 国税局の移転価格調査担当部署
- (2) 移転価格調査のステップと企業に求められること
- (3) 移転価格課税を受けた場合の追徴税額
- (4) 課税後の救済措置と還付を受けられる可能性
- 4. 企業に求められる今後の対応
- (1) 課税を受けないための移転価格ポリシーの構築
- (2)移転価格文書化の費用対効果の実際
- (3) 何をいつから取り組むべきか

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! -枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。